

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程

昭和40年 3月26日告示第204号
最終改正 令和元年9月27日告示第 512号

(趣旨)

第一条 この規程は、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第5条の2の規定に基づき、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第9条の規定による変更の届出に係る書類（以下「名簿等」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第二条 宅地建物取引業法施行規則第5条の2第1項の規定に基づき、埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧所（以下「閲覧所」という。）をさいたま市浦和区高砂三丁目15番1号埼玉県都市整備部建築安全課内に設置する。

(閲覧の時間)

第三条 名簿等の閲覧時間は、午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時45分までとする。

(定期休日)

第四条 閲覧所の定期休日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）とする。

(閲覧時間の変更及び臨時休日)

第五条 名簿等の整理その他必要がある場合は、閲覧時間を変更し、又は定期休日のほか、臨時に休日を設けるものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧手続)

第六条 名簿等を閲覧しようとする者は、当該職員の指示に従って閲覧しなければならない。

(名簿等の持出禁止)

第七条 名簿等を閲覧する者は、名簿等を閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第八条 当該職員は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 前条若しくは第六条に違反し又は当該職員の指示に従わない者
- 二 名簿等を汚損し、若しくはき損し、又はそれらのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則 (略)